

防府市緊急告知防災ラジオ等の貸与に関する要綱

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において市民等へ適切な防災情報を確実に伝達するため、同報系防災行政無線放送（以下「防災無線放送」という。）と連動したFMラジオ放送（77.3MHz）及びケーブルテレビを利用した緊急告知放送を受信することができる防府市緊急告知防災ラジオ並びに接続機器類（以下「防災ラジオ等」という。）を自治会等に貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においての用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 防府市緊急告知防災ラジオ 防府市の防災無線放送と連動した緊急告知放送の自動強制受信機能を備えたラジオをいう。
- (2) 接続機器類 防府市緊急告知防災ラジオに付属するアンテナとは別に、受信状況の改善のため端子を介して防府市緊急告知防災ラジオへ接続するアンテナ及びケーブルテレビと接続する機器類（分配器、同軸ケーブル及びラジオ接続ケーブル）をいう。

(貸与条件)

第3条 次の条件により防災ラジオ等は無償で貸与するものとする。

- (1) 本市の単位自治会であること。
- (2) 本市の地域自治会連合会長であること。（ただし自治会長を兼務する者は除く。）
- (3) その他防災行政上または行政上当然必要と判断される場合。

(貸与期間)

第4条 第3条の適合する期間を貸与期間とする。

(貸与品の受領)

第5条 防災ラジオ等の貸与を受けるものは、これと引換えに防災ラジオ等借用証（第1号様式）を提出するものとする。

(被貸与者の義務)

第6条 貸与を受けたものは、次の事項を厳守すること。

- (1) 貸与を受けた防災ラジオ等は、使用者においてこの保全に留意し、原形を改変してはならない。
- (2) 貸与を受けた防災ラジオ等が、故障等で使用に耐えられなくなったときは、直ちに防災危機管理課長に報告し指示を受けなければならない。
- (3) (2)において当該故障が被貸与者の故意又は重大な過失によって生じたときは、その相当額を弁償しなければならない。
- (4) 自治会長等の交代があった場合は、新自治会長等へ防災ラジオ等を引き継ぐこととする。

なお、新自治会長等が防災ラジオ等を既に所有している場合においても同様とする。

(管理担当)

第7条 防災ラジオ等の貸与に関する一切の管理は、防災危機管理課長がこれを行う。

(貸与台帳)

第8条 防災危機管理課長は、防災ラジオ等の貸与に関する諸事項を記入した防災ラジオ等貸与台帳（第2号様式）を整備しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防災ラジオ等の貸与について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

防災ラジオ等借用証

1 管理番号

2 接続機器類

無・有（ ）

3 その他

上記のとおり借用します。

年 月 日

防府市長あて

住 所

（自治会等）

代表者名

第2号様式

防災ラジオ等貸与台帳

[illegible]